

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇・・・・

〇〇 〇〇様

T000-...

国民年金基金連合会  
確定拠出年金部

## 転退職などに伴う「個人型確定拠出年金」手続きのご案内

平素は個人型確定拠出年金（iDeCo）制度の運営にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、第2号加入者の方には、加入資格の有無について、年1回、連合会に届け出ていただくことが定められておりますが、先般、以下に記載の登録事業所様からご提出いただいた届出書におきまして、ご加入者様は、「退職された」<sup>※</sup>などの理由で登録事業所様ではお勤めの証明ができない旨のご回答をいただいております。

(※1：引き続き同一の登録事業所にお勤めの場合でも厚生年金の適用外となられた方やiDeCoに登録されている基礎年金番号との相違などにより事業主様側で在籍確認ができなかった方を含みます。)

第2号加入者が転退職などにより以下の登録事業所にお勤めでない場合など(※2)には、裏面に記載のお手続きが必要となりますので、以下の運営管理機関にご連絡いただき、お手続きいただきますようお願いいたします。

(※2) 本状以外に、別の通知物が郵送されている場合がございます。

(国民年金基金連合会に直接ご連絡いただきましても手続きできませんので、必ず以下の運営管理機関宛にご連絡いただきますよう、お願いいたします。)

運営管理機関名	〇〇〇〇〇〇
運営管理機関の電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
基礎年金番号	1234567890
登録事業所番号	00000000
登録事業所名称	〇〇〇〇〇〇

万一、令和5年2月末までに、必要なお手続きを行われなかった場合、個人型年金規約第50条に基づき令和5年4月26日以降の掛金引落しを停止させていただくこととなります。

(引落し停止後でも、加入資格があることが確認できた場合は、掛金の引落しを再開いたします。ただし、掛金の引落しが停止された期間分の掛金の追納はできませんので、ご承知おきください。)

本状の発送前に既にお手続き等をされていた場合は、改めてのお手続きは不要です。失礼の段深くお詫び申し上げます。

## <必要なお手続き>

以下に該当する方は、表面（転退職に伴う「個人型確定拠出年金」手続きのご案内）に記載の「運営管理機関<sup>※1</sup>」へご連絡いただき、以下①～③何れかのお手続きをお願いします。

- 転退職等により、現在ご登録いただいている事業所<sup>※2</sup>とは異なる事業所に勤務している方
- 勤務していても厚生年金の被保険者でなくなっている方

※1：「運営管理機関」とは、お客様が個人型確定拠出年金に加入する手続きをされた金融機関のことで、住所や勤務先の変更といった諸手続きの窓口となります。これらの手続きをされる際には、ご加入者様の運営管理機関へご連絡いただき「個人型確定拠出年金（iDeCo）の手続きがしたい」とお申出ください。

※2：表面（転退職に伴う「個人型確定拠出年金」手続きのご案内）の中段に現在ご登録の事業所名が記載されております。

### ① 転職等により、他の事業所にお勤め、かつ厚生年金の被保険者である方<sup>※3</sup> <sup>※4</sup>

- ⇒ 登録事業所変更の届が必要です。「運営管理機関」にその旨をお伝えいただき、「運営管理機関」あてに以下の届出書をご提出ください
- ・「加入者登録事業所変更届」
  - ・「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」

※3：お手紙『企業年金登録情報との不整合のご案内』をお受取りになり、既にお手続きされている方は本状による手続きは不要です。

### ② 退職等により、自営業、無職になられた方、または厚生年金の被保険者ではなくなった方<sup>※4</sup>

- ⇒ 被保険者種別の変更が必要です。「運営管理機関」にその旨をお伝えいただき、「運営管理機関」あてに以下の届出書をご提出ください。
- ・「加入者被保険者種別変更届」

### ③ ②のうち、以下の何れかに該当する方

- ・国民年金保険料が免除（一部免除を含む）された方<sup>※5</sup>
- ・農業者年金の被保険者となった方

- ⇒ iDeCo の加入資格がない方となります。「運営管理機関」にその旨をお伝えいただき、「運営管理機関」あてに以下の届出書をご提出ください。
- ・「加入者資格喪失届」

※4：お手紙『個人型年金の記録について』をお受取りになり、既にお手続きされている方は本状による手続きは不要です。

※5：国民年金保険料の免除事由によっては加入者資格の喪失事由に該当しない場合もあります。

詳細は「運営管理機関」にお問い合わせください。

なお、事業主様からの回答内容に誤りがある（例：退職していない等）場合、事業主様より当連合会（以下の番号）にお電話いただき、訂正内容をお伝えください。

- 国民年金基金連合会コールセンター（Tel：0570-003-105）

（令和5年2月末までに訂正申告をいただけない場合は、iDeCo の掛金の引落しを一時停止させていただきます。なお、前年度以前のお手続きが未了、等のため、既に掛金の引落しが停止されている場合もございますので、予めご承知おきください）